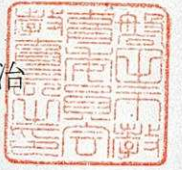


磐田市教育委員会告示第16号

磐田市就学援助事務取扱要綱（平成24年磐田市告示第45号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月3日

磐田市教育委員会教育長 山本 敏 治



第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

様式第4号を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。